

お知らせ

2021年1月29日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機における 「廃止措置計画変更認可申請」の補正について

当社は、女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請^{※1}に関する補正書の提出にあたり、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」第12条^{※2}に基づき、1月28日、宮城県ならびに女川町、石巻市へ廃止措置計画変更認可申請の補正に関する事前協議の申し入れを行いました。

（2021年1月28日お知らせ済み）

当社は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）に基づいて申請した女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請の補正書を、本日、原子力規制委員会へ提出いたしました。

当社といたしましては、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、安全確保を最優先に、女川原子力発電所1号機の廃止措置に取り組んでまいります。

以上

（別紙）

女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正の概要

※1 女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正（2020年4月1日施行）に伴い、2020年9月4日に廃止措置計画変更認可申請書を提出して以降、原子力規制委員会による審査を受けている。

※2 安全協定第12条

乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社）